**平成２９年（フ）第１８０号**
和歌山県海南市下津町下津1335番地
債務者　髙木　茂生
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２９年（フ）第１８９号**
和歌山県有田郡有田川町大字徳田532番地１グランシャリオ202号、前住所大阪府泉大津市河原町４番19号
債務者　坂口設備こと　坂口　　卓
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２９年（フ）第２０４号**
和歌山市向191番地　向団地５棟137号
債務者　坂本　　貢
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２９年（フ）第２１２号**
和歌山市東紺屋町27番地
債務者　進藤　利子
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２９年（フ）第２２２号**
和歌山県岩出市波分213番地の29
債務者　大谷　照子
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２９年（フ）第５５号**
岡山県美作市中山889番地、前住所岡山県倉敷市玉島爪崎418番地１　難波ビル101号
債務者　下山眞由美
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月９日まで
岡山地方裁判所津山支部

**平成２９年（フ）第３０１４号**
大阪府吹田市岸部中３丁目１番３号（17）
債務者　柴田　篤志
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第３０５９号**
大阪府豊中市上野西３丁目２番33号
債務者　宮原　智子
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第３０６８号**
大阪市都島区大東町３丁目３番１―108号、前住所兵庫県姫路市阿保乙378番地５
債務者　井川真名美（旧姓成田）
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第３４５５号**
大阪府吹田市春日４丁目４番23―103号
債務者　江藤亜希子
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第３７０３号**
大阪市浪速区敷津西１丁目９番１号　タイコウエリートマンション　403号、前住所大阪市浪速区敷津西２丁目２番17号―405号
債務者　保田　　陣
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第３７１７号**
大阪市住之江区浜口西１丁目13番28号　ＦＤＳ住吉公園　302
債務者　山村　知子（旧姓増南・和田）
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第３８６２号**
大阪市住之江区南港中２丁目２番43―208号、前住所大阪市大正区三軒家東１丁目６番14―1401号
債務者　園田　勝治
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第３８６３号**
大阪市住之江区南港中２丁目２番43―208号、前住所大阪市大正区三軒家東１丁目６番14―1401号
債務者　園田伊津美
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第３８９３号**
大阪府八尾市西山本町５丁目６番12号
債務者　石川　文恵
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第３９１４号**
大阪市平野区加美東４丁目６番17―505号
債務者　山本　　武
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第３８号**
福岡県みやま市高田町岩津290番地
債務者　山本　栄子（旧姓小畑）
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
福岡地方裁判所大牟田支部